

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年 12 月 12 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 12 件

厚生年金保険関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900110号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900175号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成7年4月1日から同年3月16日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。
平成7年3月16日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主が請求者に係る平成7年3月16日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。
- 2 請求者のA社における平成7年3月16日から同年8月26日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成7年3月から同年7月までは17万円とする。
平成7年3月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における平成9年9月1日から平成10年12月2日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成9年9月から平成10年11月までは15万円とする。
平成9年9月から平成10年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成9年9月から平成10年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していない認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :
- 2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成7年3月16日から同年4月1日まで
② 平成7年4月1日から同年8月26日まで
③ 平成9年9月1日から平成10年12月2日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成7年4月1日、被保険者期間は4か月と記録されているが、私は、同年3月14日頃に高校を卒業して2、3日後から働き始めたこと記憶しており、同年4月分から同年8月分までの5か月間の給料明細において、厚生年金保険料が控除されている。

請求期間②及び③について、厚生年金保険の記録によると、A社における当該期間の標準報酬月額は、給料明細に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額より低い額で記録されている。

給料明細を提出するので、調査の上、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、雇用保険の記録、A社の回答並びに請求者から提出された給料明細及び給与所得の源泉徴収票（以下「給料明細等」という。）から判断すると、請求者が当該期間において、同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給料明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どおりの被保険者資格に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①及び②について、請求者から提出された給料明細等及び日本年金機構の回答により決定される、請求者のA社における資格取得時の標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成7年3月から同年7月までの標準報酬月額については、前述の給料明細等により決定される標準報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

ただし、平成7年3月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及び訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間③について、請求者から提出された給料明細等から判断すると、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成9年9月から平成10年11月までの標準報酬月額については、前述の給料明細等の厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しているが、前述の給料明細等により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給料明細等により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間③に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900206号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900025号

第1 結論

平成元年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年*月から平成3年3月まで

私が20歳になった当時、大学生であったため、国民年金保険料を納付する義務はなかったが、友人から国民年金保険料を納付しておく、将来もらえる年金が増えると聞いたので、平成元年*月頃にA大学の近くの役所で国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料は、親からの仕送りやアルバイトの収入から工面して納付していたにもかかわらず、年金記録を見ると、未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年*月頃にA大学の近くの役所で国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受け取る必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求期間にA県B市で払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、オンライン記録において、請求者が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日は第3号被保険者となった平成9年4月1日と記録されており、同日より前の期間である請求期間は国民年金の未加入期間であり、これらの事情から、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の場合、請求期間当時に国民年金の加入手続に当たって、手続後に払い出された記号番号が記載された年金手帳が交付されることになるが、請求者は、当該年金手帳を受け取ったか否かについては覚えていないとしている。

加えて、請求者から請求期間の国民年金保険料の納付について具体的な陳述を得ることができない上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900322号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900176号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を68万4,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間において標準賞与額68万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、68万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900323号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900177号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は86万4,000円及び同年12月4日は22万6,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年6月25日

② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額86万4,000円及び請求期間②において標準賞与額22万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は86万4,000円及び請求期間②は22万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900324号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900178号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年12月3日は57万6,000円、平成24年6月25日は51万円、同年12月5日は3万4,000円及び平成27年12月4日は102万2,000円とすることが必要である。

平成22年12月3日、平成24年6月25日、同年12月5日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月3日
② 平成24年6月25日
③ 平成24年12月5日
④ 平成27年12月4日

請求期間①、②、③及び④にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額57万6,000円、請求期間②において標準賞与額51万円、請求期間③において標準賞与額3万4,000円及び請求期間④において標準賞与額102万2,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間④の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び同年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をし

ている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は57万6,000円、請求期間②は51万円、請求期間③は3万4,000円及び請求期間④は102万2,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900325号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900179号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年12月5日は19万4,000円、平成27年6月25日は79万7,000円及び同年12月4日は37万1,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日、平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月5日
② 平成27年6月25日
③ 平成27年12月4日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額19万4,000円、請求期間②において標準賞与額79万7,000円及び請求期間③において標準賞与額37万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間及び平成27年*月*日から平成29年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定

に基づくと、請求者の請求期間①及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は19万4,000円、請求期間②は79万7,000円及び請求期間③は37万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900326号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900180号

第1 結論

請求者のA社における平成23年12月5日の標準賞与額に係る記録を18万8,000円とすることが必要である。

平成23年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額18万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、18万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900327号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900181号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月25日は64万3,000円、同年12月5日は10万5,000円、平成27年6月25日は60万7,000円及び同年12月4日は4万8,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日、同年12月5日、平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月25日
② 平成24年12月5日
③ 平成27年6月25日
④ 平成27年12月4日

請求期間①、②、③及び④にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額64万3,000円、請求期間②において標準賞与額10万5,000円、請求期間③において標準賞与額60万7,000円及び請求期間④において標準賞与額4万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①、②、③及び④の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は64万3,000円、請求期間②は10万5,000円、請求期間③は60万7,000円及び請求期間④は4万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900328号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900182号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成22年6月25日は47万9,000円、平成23年6月24日は15万1,000円及び平成27年12月4日は78万4,000円とすることが必要である。

平成22年6月25日、平成23年6月24日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年6月25日
② 平成23年6月24日
③ 平成27年12月4日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額47万9,000円、請求期間②において標準賞与額15万1,000円及び請求期間③において標準賞与額78万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成22年*月*日から平成23年*月*日までの期間及び同年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が

属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の貸金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は47万9,000円、請求期間②は15万1,000円及び請求期間③は78万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900329号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900183号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月25日は62万8,000円、同年12月5日は4万3,000円、平成26年12月5日は50万6,000円及び平成27年6月25日は29万6,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日、同年12月5日、平成26年12月5日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月25日
② 平成24年12月5日
③ 平成26年12月5日
④ 平成27年6月25日

請求期間①、②、③及び④にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額62万8,000円、請求期間②において標準賞与額4万3,000円、請求期間③において標準賞与額50万6,000円及び請求期間④において標準賞与額29万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくところ、請求者の請求期間③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業

等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び④の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②、③及び④に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は62万8,000円、請求期間②は4万3,000円、請求期間③は50万6,000円及び請求期間④は29万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900330号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900184号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成19年12月5日は26万2,000円及び平成23年6月24日は53万3,000円とすることが必要である。

平成19年12月5日及び平成23年6月24日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年12月5日

② 平成23年6月24日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額26万2,000円及び請求期間②において標準賞与額53万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成19年*月*日から平成20年*月*日までの期間及び平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は26万2,000円及び請求期間②は53万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900331号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900185号

第1 結論

請求者のA社における平成24年12月5日の標準賞与額に係る記録を28万8,000円とすることが必要である。

平成24年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額28万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、28万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900449号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900186号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を60万6,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成元年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額60万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、60万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900085号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900026号

第1 結論

平成7年10月から平成9年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

平成9年5月から平成12年5月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年10月から平成8年2月まで
② 平成8年3月から平成9年2月まで
③ 平成9年5月から平成12年5月まで

私は、請求期間①及び②において、夫婦二人分の国民年金保険料を、夫名義の預金口座から口座振替により毎月納付していたにもかかわらず、国(厚生労働省)の記録によると、請求期間①は国民年金保険料の未納期間、請求期間②は全額免除期間とされており、納得できない。請求期間①及び②については、夫名義の預金口座の通帳から、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたことが確認できるので、当該各期間を国民年金保険料の納付済期間として年金記録を訂正してほしい。

請求期間③については、夫が起業して間もない時期に当たり、経済的に苦しかったことから、夫一人分の国民年金保険料のみ納付を継続し、私の国民年金保険料については免除の申請をA市役所で行ったことにより全額免除となったはずであるにもかかわらず、未納期間とされているので、当該期間を国民年金保険料の全額免除期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、自身と夫の二人分の国民年金保険料を、夫名義の預金口座から口座振替により毎月納付したと記憶していたところ、当該預金口座の通帳を見ると、毎月二人分の国民年金保険料が引き落とされていることが確認できることから、間違いなく当該各期間に係る国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者から提出された夫名義の預金通帳の写しを見ると、平成7年10月から平成9年2月までの期間において、毎月末日頃に「コクミンネンキンホケンリョウ」として、当時の国民年金の定額保険料二人分の保険料が振替されていることが確認できるものの、当該通帳の記載のみでは、平成7年10月から平成9年2月までの振替額が、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料であることを特定することができない。

また、改製原住民票及び戸籍の附票によると、請求期間①及び②当時、請求者の夫を世帯主とする世帯における20歳以上60歳未満の者として、請求者、請求者の夫及び母の3人が確認できるところ、国民年金法第88条第2項により、世帯主である請求者の夫が連帯して国民年金保険料の納付義務を負うのは、少なくとも請求者と請求者の母の二人となり、オンライン記録における同居親族の納付状況等を踏まえると、前述の通帳に記載されている各月の振替額が、

請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料であると認めることはできない。

さらに、請求期間②については、オンライン記録によると、請求期間②を含む平成8年3月から平成9年3月までの国民年金保険料に係る免除申請が平成8年4月30日に行われ、同年8月16日に当該期間を全額免除期間とする旨の処理が行われていることが確認できるどころ、当該記録状況は、請求期間②に係る国民年金保険料を口座振替により毎月納付していたとする請求者の主張と符合しない。

加えて、請求者からは、前述の通帳のほかに請求期間①及び②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料等（家計簿、確定申告書控等）の提出はなく、請求期間①及び②について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

請求期間③について、請求者は、経済的に苦しかったため、請求者自身がA市役所に赴き、国民年金保険料の免除の申請を複数回行った旨主張している。

しかしながら、日本年金機構及びA市は、請求期間③当時の国民年金保険料の免除関係書類について保管していない旨回答しており、請求期間③当時の国民年金保険料免除申請書の受付状況等を確認することができない。

また、国民年金保険料の免除申請が行われた場合、承認又は却下の決定が管轄社会保険事務所（当時）において行われ、国民年金保険料免除承認通知書又は却下通知書が被保険者に送付されることになるが、請求者は、免除申請を行った具体的な時期、免除に係る手続及び通知について明確に記憶していないと陳述している。

さらに、請求者は、夫名義の平成9年度国民健康保険料領収証書（A市発行のもの）並びに平成9年分国民健康保険料の合計額及び国民年金保険料の合計額（国民年金保険料は一人分のみ）を記載したものであるとする手書きのメモを提出し、これらの資料からも請求期間③に係る免除申請を行ったことがうかがえる旨主張しているが、A市は、「平成9年度における国民健康保険料の算出方法については、個別に確認できる資料を保管していない。」旨回答している上、同市の担当者は、「課税関係資料の保管期限は7年であり、請求期間に係る資料については保管していない。」旨陳述しており、これらの資料から、請求者及び請求者の世帯が、請求期間③において国民年金保険料を免除され得る状況であったか否かについて、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料等は見当たらず、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②について、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、請求期間③について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。